

障がい学生支援センターだより

誰もがいきいきと学べる大学

～ 「障害者差別解消法」施行号 ～

NEWS !

障がい学生支援センターHP が
リニューアルしました！

- 「障がい学生が身近にいる」
 - 「障がい学生が受講している」
- 障がい学生支援についてご興味のある方、相談希望のある方は、ぜひ HP をご覧ください。

大学 HP→学生生活

→学生相談・健康相談

→障がい学生支援センター

URL : (裏面をご覧ください)

ついに！この4月から 「障害者差別解消法」が施行されました！

ついに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が、この4月1日から施行されました！

この障害者差別解消法では、国立大学に対し、以下のことを義務づけています。

不当な差別的取り扱いの 禁止

- 正当な理由なく、障害を理由にサービスの提供を拒否、制限、条件付けをしてはいけない

合理的配慮の提供

- 障害のある学生が、障害のない学生と同様に授業へ参加できるよう、障害の状態やニーズに応じた配慮（合理的配慮）を提供しなければならない*

*ただし、負担が大きすぎるものなど、授業等の本質の変更を求めるものではありません。希望する配慮を実施できない場合は、その理由を説明したり、代替案を検討したりするなど、お互いに話し合うことが重要です。

「義務」と聞くとドキッとすることもかもしれませんが、「何をしたらいいの？」と思うかもしれませんが、身構えることはありません。**大事なことは、「障害の有無で区別することなく、一人の学生として接する」**ことです。まずは気軽に接してみてください。

必要としている支援や配慮は、学生によってさまざまです。教職員の皆さんは、目の前にいる学生がどういった支援や配慮を望んでいるか、直接本人に尋ねてみてください。山形大学の基本理念にもあるとおり、まさに**「学生目線」が大切**です！

障がい学生支援センターでは、障がい学生支援に関する相談に応じています。障がい学生への支援について、ともに考えていきましょう。

誰もがいきいきと学べる大学

支援
学生

障がい
学生

関係
教職員

支援
センター

『教職員のための障がい学生支援ガイドブック』をぜひご活用ください！

障がい学生支援センターでは、山形大学教職員の皆さんが、障害のある学生に対して、彼らの必要としている支援や配慮を実施できるよう、平成27年度末に「教職員のための障がい学生支援ガイドブック」を作成・配布しました。ご覧いただけましたでしょうか？

今回は、その中で「**授業や試験における配慮**」(P.3)を取り上げ、ポイントをご説明します。

以下の内容は、障がいの種類にかかわらず有効なものですので、ご参照の上、是非ご配慮くださいますようよろしくお願いいたします。

障がい共通

講義資料

- 障がい学生の希望に応じて、可能なかぎり事前に本人にお渡しください。

ポイント

- ※ 視覚障がい学生は、印刷物の活字を読むことができない、あるいは難しいため、事前に電子データをもらえと、自分で読める形に準備をして授業に臨めます（例えば、点字プリンタで印刷し、点字で読む等）。読み障がいのある学生にとっても同様です。
- ※ 聴覚障がい学生にとっては、事前に資料があると見通しを持って参加することができます。
- ※ 運動障がい学生、特に手が不自由な学生は資料めくりや整理が困難な場合があり、電子データをパソコンやタブレットに取り込んで授業に参加することを希望する学生がいます。



板書

- **大事な情報は板書**してください（専門用語や試験範囲、課題締め切り、休講情報等）。

ポイント

- ※ 試験範囲や課題締め切り、休講・補講情報等、単位取得に大きく関わるようなことは、**必ず板書あるいは文書の形で示してください**。特に、聴覚障がい学生、発達障がい学生は、情報入手あるいは情報理解に困難さがあるため、文字として後に残り、何度も確認できる形で情報を得られると、試験や課題に適切に臨めます。
- ※ ただし、視覚障がい学生の場合、板書された内容を確認することが難しいため、板書した上でその内容を読み上げてください。また、文書で伝達する際は、紙媒体ではなく、テキストデータ（メールや Word ファイル等）として伝達してください。

授業方法

- 「ここ」「そこ」等の**指示語は避け**、何を指しているのか具体的にご説明ください。

ポイント

- ※ つい「ここ」「そこ」と指示語を使ってしまうますが、視覚障がい学生は指示されたものを見るのが難しいですし、発達障がい学生も理解するのが難しいことがあります。
- ※ 聴覚障がい学生の場合は、先生の唇の動きを読み取って話を理解している学生が多いので、先生の唇の動きと指示されたものを同時に見ることは難しく、指示されたものがわからないことがあります。

そのほかにも、「教職員のための障がい学生支援ガイドブック」には、障がいごとに有効と思われる配慮について記載していますので、ぜひご活用ください！

チェック

障がい学生支援センター 移転のお知らせ

平成 28 年 4 月から障がい学生支援センターは、小白川キャンパス インフォメーションセンター 2 階へ移転しました。詳しくは、障がい学生支援センターホームページの「アクセス」をご覧ください。